

## 尾張国知多郡下半田村にみる村内百姓の経済力と村入用の負担割合 —商品経済の展開と村社会の関係性について—

曲田 浩和

(日本福祉大学経済学部 教授、知多半島総合研究所歴史・民俗部 部長)

### はじめに

2009年歴史学研究会大会近世史部会において、「近世中後期における産業・流通の展開と伊勢湾地域」と題して報告を行った<sup>(1)</sup>。近世史部会全体のテーマが、「近世社会の変容を考える—商品経済と地域社会—」であり、私に与えられた報告の内容は、商品経済の展開のなかでいかに地域社会が変容していくかであった。

そこで、尾張国知多郡下半田村を取り上げ、とくに醸造業のさかんな下半田村を事例に村社会の変容を論じた。その後の渡辺尚志氏による大会本誌批判<sup>(2)</sup>では、地域概念の曖昧さや、当時の村の状況を含め、村そのもののあり方の説明不足などが指摘された。また、後日行われた批判例会において岩田浩太郎氏からは、醸造家の経営実態の解明不足の指摘とともに、商品経済の浸透にともなう地域社会の変容のモデル化の必要性が問われた。

私の研究が、商品経済の展開を出発点として、村社会と結びつける方向性であったため、醸造業の展開の視点のみで村を捉えたことには問題があった。醸造家の持つ醸造以外の村のなかの経済行為につながる土地経営や金融業を位置づける必要もあった。従来の村落研究で行われてきた家・村・地域との関係性への考慮がなかったことも指摘通りである。

そこで、本稿では、寛政から幕末期までの下半田村の経済状況を明らかにしたうえで、村入用の負担割合について考えることとした。

村入用の徴収状況を解明することで、村が村内百姓の経済力をどのように掌握していたかがわかる。村は、経済力のある者からの村入用の負担割合を多くし、経済力の低い者からの負担割合は少なくするはずである。近世の村社会の理解は、土地所持高を多く持つ者が有力農民層であり、所持高の少ない者ほど零細であるという考えが一般的である。

より実態的な村の経済力を考えるには、村内百姓の経済力の指標を総合的経済力に求める必要がある。総合的経済力とは、土地所持高のみならず醸造業などの産業を背景に生まれた経済力と考えている。村入用の負担割合と土地所持高のズレをみることによって、商品経済によってもたらされた総合的経済力からみた村社会を論じることができるものと考えた。

下半田村における醸造業と村社会の関係について最初に論じたのは篠田壽夫氏である。

篠田壽夫氏が、まず注目したのが「高抜き」である。田地売買証文は、田地を売り、その代金が売り主に入るのが一般的であるが、この場合は、田地にいくらかの金額を付けて、土地を引き取ってもらう形であった。未進金が増えることによって、土地を持っていることが困難になった。下半田村は、慶長期より年貢率が56%と高率であったことや、醸造業がさかんなことがその背景にあった<sup>(3)</sup>。

篠田壽夫氏が次に注目したのが、酒造業を営んでいる新興商人層が、頭百姓となり村政に積極的に関与したことである。つまり、総合的な経済力を持つ村の有力者が村政を行った点である<sup>(4)</sup>。

こうした篠田壽夫氏の研究に依拠しながら、下半田村の産業の発達と村社会の変容について考えてきた。以前拙稿<sup>(5)</sup>において、村入用としての「郷役」「家並米」に注目したが、その意味付けは不十分であった。そこで本稿では、寛政から慶長期までの下半田村の未進金(年貢滞納)状況を見るなかで、下半田村南組の「郷役」「家並米」と土地所持高の関係について明らかにし、村民の村入用の負担について考えてみたい。

本稿の中心に掲げる史料は、国文学研究資料館所蔵の中塾半左衛門家文書である。史料群の概要については目録を参照されたい<sup>(6)</sup>。

## 1 近世後期の下半田村の経済事情

1788年(天明8年)の半田村では、23軒の酒造家があり、18268石余の酒造米を使用することができた<sup>(7)</sup>。半田村で造られた酒は、18世紀後半以降おもに江戸を販路とした。

半田村は、江戸時代を通じて尾張藩領であり、慣習的に上半田村と下半田村に分かれていた。1800年ころの尾張藩領の村々を記した『尾張御行記』によると、上半田村は純農村であり、下半田村は醸造業・廻船業などの農業以外の産業が発達した村と記されている。

### 【史料1】<sup>(8)</sup>

一此村ハ上半田下半田ト二区ニ分ル、一体知多郡中第一殷富ノ地ニテ戸口多ク富有ノ者モ多ク住ヲナセリ、其内上半田村ハ農夫多クシテ対立アシシ、下半田村海浜ヘ附商人漕賈サハニシテ瓦屋倉廩建ナラヒ、東浦海道トホリヨリ東ヘ付町並縦横軒ヲ連賑ハシキ所ナリ、戸々ニ諸商ヒ物ヲ交易シ酒造屋廿五戸酒酢焼酎皆江戸ヘ積送レリ、其内小路ヘ付テハ船大工水夫ナト数多住ヒヲナセリ、村東ニ船江ヲ索回シ商船常ニ出入ヲス、此地ニテハ平生江戸回船を造営スル事アリ…

東浦海道沿いには町場化した様子を読み取ることができ、酒・酢・焼酎などの醸造業や廻船業などの諸産業もさかんに行われていた。

下半田村は、北組と南組に分かれ、それぞれに組頭があり、庄屋は下半田村で一人であった。「半田村耕地構成表」(1822年・文政5年)によると、上半田村が1035石8斗1分、下半田村(本高・新田共)の北組が225石9斗6合、南組が228石9斗8升3合であった<sup>(9)</sup>。

18世紀後半以降、村の経済状況は悪化しており、庄屋が苦慮している状況がみられる。

### 【史料2】<sup>(10)</sup>

百ヶ年已前者繁昌仕候様子ニ承申候  
一 庄屋 源左衛門  
一 庄屋 兵左衛門

右者申伝ニ而承申候百ヶ年已後之庄屋ニ御座候  
一 庄屋 半兵衛  
右者いつの比ハ庄屋相勤申候哉相分り不申候得共  
寛政元年迄相勤申候

右寛政元年迄之未進金者庄屋ハ取替候分ハ不及申、庄屋江操替候金主頭百姓迄も皆々零落仕、只今ニ而者名跡計相立候得共、御未進金江取替申候金ハ是迄終ニ返済有之候事無御座候ゆへ、零落之節帳面迄も払居候哉相分り不申候  
寛政二年ハ五六拾年已来御未進金相分り居申候分左之通御座候

寛政二酉年ハ文化四卯年迄ハ拾八ヶ年之間  
一凡金七百兩余 庄屋 孫四郎  
村方頭百姓おも借入自身おも繰替、庄屋役中ニ大ニ零落仕候、一旦絶家相成申候処、親類ハ取持候而、只今名跡計相立居申候

文化五辰年ハ同七年迄ハ三ヶ年之間  
一凡金百兩余 庄屋 吉蔵  
右自身ハ操替御未進ニ相成申候

文化八未年ハ  
同十四丑年迄ハ七ヶ年之間  
一凡金三百五拾兩余 庄屋 新兵衛  
是ハ多分頭百姓ハ借入、御年貢等相賄候処、役中自身家屋敷ニも相離、只今名跡計相立居申候

文政元寅年ハ  
同四巳年迄ハ四ヶ年之間  
一凡金貳百兩余 庄屋 吉兵衛  
是ハ多分かり入金ニ而相賄居候処、零落仕家屋敷ニも相離、只今借家住居ニ御座候

文政五年年ハ  
同十一子年迄ハ七ヶ年之間  
一凡金三百兩余 庄屋 中野半左衛門  
右ハ不残自分ハ繰替居申候  
文政十二丑年ハ

天保元寅年迄〆式ヶ年之間

一凡金八拾兩余

庄屋 小栗半七

自身と繰替申候

同 四未

半左衛門

天保二丑年と

同五年迄〆四年之間

一凡金三百兩余

庄屋 庄助

右者自身と繰替申候、有余金込ハ無御座候得共、

御未進金江出金仕候者込ハ無御座候付、村中頭

百姓割合ニ而繰替居申候

右者子年已来破免御願濟已後ハ御未進ニ相成不申、併子丑兩年ハ少々御未進ニ相成申候得共、天保寅年と已後者御陰を以御未進少しも無御座候

右之通、追々御未進相嵩ミ候付、庄屋役一切相勤候者無御座候付、天保六未年と式ヶ年宛頭百姓之内廻り番ニ而相勤申候、左之通御座候

【史料2】と同様の史料は「御不同免願書留」として、『半田市誌』に掲載されている<sup>(11)</sup>。『半田市誌』によれば、「不同免願書留」の作成を1864年(元治元年)のこととしている。なお、不同免とは検見取のことである。「百ヶ年已前者繁昌…」との記述があり、おおよそ宝暦期ころは繁昌していたと考えられる。その後、未進金(年貢滞納)が発生し、庄屋が立て替え払いを行ったが、詳細はわからないという。

天保六未同七申

一凡金七拾兩余

小栗三郎左衛門

自身と繰替申候

村請制の近世社会は、村が原則として定められた年貢を納めなければならず、年貢滞納の農民に代わって、庄屋が年貢を納める場合がみられた。

天保八酉

同九戌

一凡金九拾兩余

又左衛門

自身

判明している限り、1790年(寛政2年)より1807年(文化4年)までの18年間で、未進金が700両あり、すべて庄屋の孫四郎が立て替え払いを行った。そのため、孫四郎は絶家寸前まで零落してしまった。その後、吉蔵は3ヶ年で100両、新兵衛は7ヶ年で350両、吉兵衛は4ヶ年で200両の未進金を引き受けた。新兵衛は、頭百姓からの借入金、吉兵衛も他借をして年貢を納入した。新兵衛は役中に家屋敷を離れ、かろうじて名跡だけは残った。また、吉兵衛も家屋敷を離れ、借家住まいとなった。

天保十亥

同 十一子

同 十二丑

天保十一子年御不同免御願濟ニ付、村中一統相頼候付、三十ヶ年相勤申候

一金七拾兩余

庄屋 小栗太郎兵衛

自身

『半田町史』<sup>(12)</sup>によると、「村に頭百姓又は頭分と称し、多く石高を所有するもの以て組織し、村内の重要事項は或は庄屋の諮問に応じ或は之を議決せり」とあり、頭百姓は土地を多く持っている有力農民としている。庄屋の経済力のみでは未進金を処理できず、頭百姓に頼ったものと思われる。

天保十三寅

同十四卯

中野半六

1822年(文政5年)から7年間は、中野半左衛門が庄屋をつとめ、役中300両の未進金を引き受けた。中野半左衛門は前述の通り、土地持ちであり、利貸し金融中心の経営であった。1829年(文政12年)から2年間で80両の未進金を

天保十五辰

弘化二巳

半七

弘化三年

立て替えた小栗半七は酒造家であった。1833年(天保4年)から4年間庄屋をつとめた庄助は、300両の未進金を自身の経済力では賄うことができず、頭百姓に割り掛けて未進金を処理した。

このように多額の未進金の処理が求められる庄屋は、しだいに引き受け手がなくなり、1835年(天保6年)以降は、庄屋の任期を2年と定め、頭百姓の持ち回りとした。

篠田壽夫氏は、先に述べたように頭百姓が半田村の主要産業である醸造業の従事者が多いことに注目し、頭百姓は土地を多く持つ農民ではなく、総合的な経済力を持つ農民であるとした。1835年(天保6年)以降の庄屋はすべて醸造業従事者および関係者であった(【表1】)。

1835年(天保6年)からの2年間は、小栗三郎兵衛が庄屋をつとめた。小栗三郎兵衛は、寛政期に酒造業を経営しており、文政頃より肥料商を営んだ<sup>(13)</sup>。1837年(天保8年)からの2年間庄屋をつとめた又左衛門とは、中野半左衛門の分

家の中野又左衛門であり、酒造り・酢造りを行っていた。1839年(天保10年)からの3年間は酒造家の小栗太郎兵衛が庄屋をつとめた。

『半田市誌』<sup>(14)</sup>によると、慶長期以来、年貢率が56%と高かったため、1840年(天保11年)、小栗太郎兵衛が、まず定免から検見への切り替えに成功し、それに基づき、3ヶ年ごとの申請をし直し、認められた。免は平均で36~37%となった。1840年(天保11年)以前に比べ、20%ほど年貢率が下がったことになる。【史料2】中においても、1842年(天保13年)以降の未進金はなくなったと記されている。

年貢未進金問題は解決したが、村への経済的負担はその後も継続したと思われる。尾張藩による調達金の賦課である。1844年(天保15年)に尾張藩が知多郡の村々に課した調達金は5万両であった。『新編東浦町誌』には、半田村が722両1分、乙川村が1130両、成岩村が1223両と記されており<sup>(15)</sup>、各村に相当な負担がのし

表1 下半田村頭百姓と庄屋との関係一覧

名前	苗字	屋号	地域	庄屋期間	天明8年	文久2年
半太郎	小栗		北			酒造 1100 石
平蔵	小栗	藤倉屋	北			酒造 1084.3 石
庄蔵	榊原	坂登屋	北			酒造 580 石
冨次郎	小栗		北	元治元(1864)年~慶応3(1867)年		酒造 1360 石
六右衛門	三浦	木屋	北			酒造 884.5 石
半六	中埜		北	天保13(1842)年~天保15(1844)年	酒造 1330 石	
半左衛門	中埜		北	文政4(1821)年~文政11(1828)年/ 弘化3(1846)年~嘉永元(1848)年/ 文久2(1862)~元治元(1864)		酒造(幕末)
又左衛門	中埜	増倉屋	北	天保8(1837)年~天保9(1838)年/ 嘉永7(1854)年~安政3(1856)年		酒造 1514.2 石
三郎兵衛	小栗	万屋	南		酒造(寛政期)	
七左衛門	小栗		南		酒造 1221 石	
三郎左衛門	小栗		南	天保6(1835)年~天保9(1838)年/ 嘉永5(1852)年~嘉永7(1854)年		
半右衛門	小栗	中村屋	(南)			酒造 1267 石
久三郎	竹本		南			酒造(幕末)
久八郎	小栗		南	嘉永3(1850)年~嘉永5(1852)年		
銀作	榊原		南			酒造 1132 石
太郎兵衛	小栗		南	安政3(1856)年~安政5(1858)年		酒造 650 石

出典)「解題」『尾張国知多郡半田村中埜半田左衛門文書目録』(史料館所蔵史料目録 第58集 1993年)、  
『新修半田市誌』(本文篇上巻, 1998年)

かかったものと思われる。

1835年（天保6年）以降、半田村では頭百姓による庄屋輪番制が採用され、頭百姓による村政が行われた。以前、拙稿において1854年（安政元年）の「頭分入札留」を紹介し、村政に関わるさまざまな事柄が頭百姓の入札（多数決）で決定している実態を明らかにした<sup>(16)</sup>。

この背景には、庄屋のみで村の経済を支えることに限界があり、篠田壽夫氏<sup>(17)</sup>が提起したように、半田村の産業の発達を背景とした総合的経済力を持った頭百姓の存在が重要であった。

## 2 村の有力者で支える村の経済構造

農民の経済力をはかる指標の一つに、個々の土地持ち高に応じた階層構成表がある。しかし、下半田村の経済を考えるうえで、総合的経済力を前提とした指標化の必要がある。しばしば農民への経済的負担が求められ、高割、軒割といった割り掛けが行われた。尾張藩では、15歳～60歳までの女性に課せられる綿布役銀がある。機織りの従事に関わらず一律徴収であった。

ここで考えたいのが、農民の村入用への負担である。すでに拙稿<sup>(18)</sup>で明らかにしたように、

表2 下半田村の土地持高と郷高・家並米との関係表（部分）

人名	土地持高	郷高	家並米	頭百姓
中野又左衛門	44石5斗6升1合	(中野三家で150石)	1石1斗4升	○
小栗太郎兵衛	15石3斗8合5勺	30石	3斗	○
(小栗)七左衛門	13石4斗3升4合	25石	5斗	○
小栗三郎兵衛	12石2斗3升5合	22石	5斗	○
(小栗・中村屋)半右衛門	8石8斗5升4合	20石	4斗	○
七之丞	6石9斗2合	12石		
中野半左衛門	4石7斗6升5合5勺	(中野三家で150石)	7斗2升	○
(小栗)久八郎	3石1斗7升6合	20石	3斗6升	○
小栗三郎左衛門	3石1斗2升9合	30石	2斗	○
兵右衛門	3石1斗1升3合5勺	7石	1斗4升	
(三升屋)庄七	2石9斗5升2合	10石	1斗3升	
久左衛門	1石5斗2升1合	13石	1斗5升	
金蔵	1石4斗6升2合	5石	3升2合	
(竹本)久三郎	1石2斗3升	17石	4斗	○
次右衛門	1石9升9合	15石	1斗	
友吉	7斗3升5合	4石	6升	
(大和屋)伊左衛門	7斗1升9合5勺	9石	1斗2升	
長左衛門	4斗1升7合	9石	2斗6升	
兵吉	3斗7升2合	9石	1斗8升	
彦蔵	3斗6升	10石	1斗2升	
甚左衛門	2斗7升6合	9石	1斗8升	
八十八	2斗7升2合	5石	1斗	
与四郎	2斗2升4合	10石	4升	
長右衛門	5升6合	7石	6升	
(榊原)銀作	4升5合	17石	4斗	○
龜洲新田	0	21石	2斗	
前新田	0	100石	2石	
藤吉	0	15石	2斗6升	
茂吉	0	2石	5升6合	
権吉	0	7石	4升	
清次郎	0	2石	5升	

この表は下半田村の土地持高と家並米の関係表から郷高を持つ者を抜き出したものである。  
下半田村全体の土地持高と家並米の関係は〔全体表〕を参照。

1854年（安政元年）の「郷高・家並・船役・宿株・貸地・三分米・寺敷書・庄屋増給抜」には、農民への徴収の仕方が2段階に分けられていたことがわかる。それが郷役と家並米である。郷役と家並米の算定基準は明確でないが、下半田北組における郷役と家並米の1件当たりの平均を比較すると、郷役は約18石である（中野三家で150石納めており、そのうち半左衛門と又左衛門が北組に属しており、2人で100石という計算を行った）。家並米は約4升9合である。郷役を納める者と家並米を納める者の差は歴然であり、郷役の方が桁違いに多いことが明らかである。

さらに郷役のみを抜き出したものが【表2】である。北組では郷役を納める31人中10人が頭百姓である。頭百姓の1軒当たりの平均は約28石であり、郷役のなかでも、頭百姓の負担が大きいことが明らかである。この時点での下半田村の階層は、郷役をつとめる頭百姓、郷役をつとめる頭百姓以外、家並役をつとめる農民に大別できる。

続いて、1864年（元治元年）と1865年（慶応元年）の「年内下用勘定」をみることにする。この史料は「郷高・家並・船役・宿株・貸地・三分米・寺敷書・庄屋増給抜」に記載のあった郷役が記されていない。郷役が別帳となったとも考えられるが、次の史料によって、郷役がなくなってしまったことは明らかである。

【史料3】<sup>(19)</sup> 元治元年

米拾石三斗壹升貳合	北組家並米
米拾五石五升	南組同断
米貳斗七升	北船役
米三斗九升	南船役
米壹斗貳升	北宿株
米七升五合	南同断
米貳斗	同湯株
米貳斗	大丸屋村益
米貳斗八升	北敷地取米
米三升六合	南会所貸地
米貳斗九升三合	北三分米
米四斗七升八合五勺	南三分米
米貳拾七石八斗壹升六合	

下用助

二口合

米三拾五石五斗九升五合五勺

引残

米拾三石六斗貳升六合五勺

高四百五拾七石四斗七升壹合

此下用高壹石二付、米貳升九合七勺八才余

下用四分五厘取建

此米貳拾石五斗八升六合

差引

米六石九斗五升九合五勺 過上

【史料4】<sup>(20)</sup> 慶応元年

米拾石六斗貳升三合	北組家並
米拾五石貳斗壹升四合	南組家並
米貳斗四升	北船役
米三斗三升	南船役
米壹斗貳升	北宿屋株
米七升五合	南同断
米貳斗五升	大丸屋村益
米貳斗	同湯株
米貳斗八升	北敷地取米
米三升六合	南会所貸地
米貳斗四升六合五勺	北三分米
米四斗六升五勺	南三分米
米五升九合五勺	前新田子年端米七合物直合弁
米九合五勺	龜洲新田子年端米七合物直合弁

米貳拾八石壹斗四升四合

下用助

貳口合

米三拾貳石四斗七升貳合

引残

米八石四斗五升貳合五勺

高四百五拾七石四斗六升壹合

此下用高壹石二付、米壹升八合四勺七才余

下用三分取立

此米拾三石七斗貳升四合

差引

米五石貳斗七升壹合五勺 過上

此代金之勘定儀下用助へ遣ス

右者来寅年下用助江入勘定相立可申事

右之通立会候処相違無御座候、以上

乙丑

十二月十一日

小栗三郎兵衛

小栗三郎左衛門

小栗富次郎

三浦六右衛門

中野又左衛門

中野半六

北組・南組の両組の記載があることから、下半田村の歳入・歳出と判断できる。南北家並、南北船役、南北湯屋、大丸屋からの村益などである。大丸屋は京本店名古屋出店の呉服屋であり、下半田村にある三升屋の旅館に泊まり注文売を行っていたため、村は村益と称し、大丸屋に負担させた。

【史料3】では、収入のほとんどが家並米であり、米27石8斗1升6合が經常されている。しかし、支出は米35石5斗9升5合5勺であり、米13石7斗2升4合が不足している。そこで、下半田村の惣高457石4斗6升1合に、下線部の4.5%を割り掛け、20石5斗8升6合を得て、差し引いて、米6石9斗5升9合5勺の過上金を生みだし、次年度の繰越金とした。

【史料4】も【史料3】同様に計算すると、収入は米28石1斗4升4合であり、支出が米32石4斗7升2合であり、米8石4斗5升2合5勺が不足した。【史料1】同様に下半田村の惣高に下線部の3%を割り掛け、差引過上金を、米5石2斗7升1合5勺を生みだし、次年度の繰越金とした。

郷役が見られなくなったあとの1865年(元治元年)の北組1件当たりの家並米の平均約9升3

合であった。頭百姓11人の家並米の平均は4斗8升であった。

【史料3】【史料4】の下線部の割掛率が、高持への負担割合であった。この割掛率の1789年(寛政2年)から1869年(明治2年)までの80年間は【表3】である。寛政から文化にかけて高に応じた負担率が20%を超え、土地持に負担が大きい構造であった。文政頃は10%代になり、天保期は飢饉時を除き数パーセントとしないで定率化する。【史料3】【史料4】にみられるように、1864年(元治元年)は4.5%、1865年(慶応元年)は3%である。年貢未進銀が問題視していた背景には、村入用の高割の高率化があったのではないかと推測される。

次に、村入用が高割りになっていることから、下半田村の土地持高についてみることにする。まず、【表2】から、下半田村南組の土地持高と郷高・家並米の関係をみる。頭百姓をつとめる者はすべて高持ちである。南組の中野又左衛門が44石余ともっとも持高が多く、中野一族の本家である中野半左衛門は4石余と頭百姓のなかでも下位の方である。中野半左衛門は、他村に多くの土地を所持しており、村内の土地は又左衛門や半六が持っていた。中野半六は北組に所属し、約30石ほどの土地を所持していた。

そのほかの頭百姓は、おおむね10石前後もしくは10以上の高を有していたが、(竹本)久三郎は1斗余の高でしかない。久三郎は廻船業を行う家であり、幕末に酒造業をはじめた家であった。また、榊原銀作も4升5合ほどしか土地を持っていない。銀作も久三郎同様に酒造家であった。

表にはないが、1864年(元治元年)には頭百姓をつとめていた(田中)清八は、1石ほどしか土地を持っていない。清八は、醸造家中野又左衛門の奉公人であり、天保期に独立し、酒造業をはじめた。奉公以前の素性は明らかではないが、久三郎・銀作や清八は農業および土地経営者ではなく、産業を基盤に経済力を蓄積し、頭百姓となったものと思われ、頭百姓だからといって持高が多いとは限らない。

小栗三郎左衛門と小栗三郎兵衛は同族であり、

表3 下半田村の村入用の地持高への割掛率

(%)			(%)		
年号	西暦	割掛率	年号	西暦	割掛率
寛政2年	1790	24	天保3年	1832	9.5
寛政3年	1791	13.2	天保4年	1833	6
寛政4年	1792	15.7	天保5年	1834	8
寛政5年	1793	16.2	天保6年	1835	11
寛政6年	1794	16.9	天保7年	1836	5
寛政7年	1795	12.9	天保8年	1837	8.4
寛政8年	1796	14.2	天保9年	1838	6.7
寛政9年	1797	15.1	天保10年	1839	14
寛政10年	1798	28	天保11年	1840	14
寛政11年	1799	15.4	天保12年	1841	12.5
寛政12年	1800	16.1	天保13年	1842	10
享和元年	1801	17.6	天保14年	1843	8.8
享和2年	1802	22	弘化元年	1844	10
享和3年	1803	28	弘化2年	1845	6.5
文化元年	1804	21.9	弘化3年	1846	7.4
文化2年	1805	24.2	弘化4年	1847	7.3
文化3年	1806	16.8	嘉永元年	1848	6.5
文化4年	1807	11	嘉永2年	1849	6.3
文化5年	1808	12.5	嘉永3年	1850	5.9
文化6年	1809	20	嘉永4年	1851	8
文化7年	1810	22	嘉永5年	1852	8
文化8年	1811	20	嘉永6年	1853	9
文化9年	1812	28	安政元年	1854	9
文化10年	1813	24.7	安政2年	1855	9
文化11年	1814	22.8	安政3年	1856	9
文化12年	1815	27	安政4年	1857	6.4
文化13年	1816	19	安政5年	1858	6.6
文化14年	1817	18	安政6年	1859	5.5
文政元年	1818	13	万延元年	1860	4.8
文政2年	1819	15	文久元年	1861	5.2
文政3年	1820	12.5	文久2年	1862	5.7
文政4年	1821	15	文久3年	1863	6.1
文政5年	1822	15	元治元年	1864	4.5
文政6年	1823	12.5	慶応元年	1865	3
文政7年	1824	11	慶応2年	1866	2
文政8年	1825	9	慶応3年	1867	3
文政9年	1826	10	明治元年	1868	5
文政10年	1827	9	明治2年	1869	4.5
文政11年	1828	7.7	明治3年	1870	4.3
文政12年	1829	6	明治4年	1871	5
天保元年	1830	6.7	明治5年	1872	6
天保2年	1831	9.2			

『半田町史』より作成

合わせると15石ほどの高持となる。これはあくまでも下半田村内における石高であり、小栗三郎兵衛も中野又左衛門同様に他村に土地を多く所持していた。

郷高と家並米については、各人ともにほぼ比例しており、米高の違いはあるが、1854年（安政元年）と1864年（元治元年）の経済力を表わしたものと見える。田中清八のように幕末になり、酒造家を営み経済力を持つものもいる。

次に【全体表】から、下半田村南組の1864年（元治元年）の家並米と持高の関係をみる。頭百姓以外は持高が10石を超えるものがないことがわかる。九三郎は安政期には記載のない者であるが、家並米も高も頭百姓クラスであった。七之丞は7石弱、次右衛門は1石余、久八郎は3石余である。兵右衛門（薬）3石余、三升屋庄七（旅宿）は3石弱である。兵吉（米屋）、彦蔵（船）、大和屋伊左衛門（旅宿）の持高は1石未満であった。

その他、大工・樽屋・指物屋・印屋・下駄屋などの職人は無高であった。無高のものでも家並米はつとめている。竹屋藤吉は、1854年（安政元年）には郷役15石、1864年（元治元年）に家並役は2斗6升と頭百姓並に納めているが無高である。

下半田村北組169名のうち、高持は56名しかおらず、103名は無高で家並米を納めていた。ただし、亀洲新田と前（山方）新田は、新田として納められており個人の特定ができない。

以上みてきたように、頭百姓の多くは土地の持高も多いが、必ずしもそれだけではなく、酒造業・廻船業などによる経済力が影響していることがわかる。諸産業の展開にともない、東浦海道沿いに町場化が進んでいた。商職人は無高もしくは極少の土地しか持っていないが、家並米を納めていた。

1864年（元治元年）の家並米と土地所持高の関係をみると、村内百姓の約76%は無高であったが、村内百姓の約94%が家並米を納めていた。

下半田村では、経済力に見合った村入用の割掛を重視したため、土地持高ではなく、家並米のような割り掛けが用いられたのではないだろうか。

1854年（安政元年）に村の有力農民層に郷役が課せられた理由は判然とはしない。1842年（天

保13年）以降、未進金がなくなり、村財政の健全化が図られた。しかし、御用金などによる尾張藩の村への負担増や、1854年（安政元年）の地震による経費増が考えられる。

1865年（慶応元年）の「村方差引帳」<sup>(21)</sup>の「川役差引」のなかに、「去安政三辰年お酒栄講<sup>江</sup>拾式両宛返金可致事」とあり、1856年（安政3年）より毎年金12両ずつ返済していることがわかる。1865年（慶応元年）にまだ返済が続けられていることから、少なくとも108両以上の借金があったことは明らかである。川役の内容は明らかではないが、四日市湊などでは廻船の負担分として川役が課せられていることから、半田湊に関わる役の可能性もある。村が高額な借金をしており、1856（安政3年）からの返済という時期から考えて、1854（安政元年）の東海地震による堤や湊の損害に対する修築費とも考えられる。

酒栄講とは、酒造家仲間て構成する講であり、酒造業を営む半田村の頭百姓たちが加入していた。村入用を支える経済力は個々の酒造家の経済力に頼るだけでなく、酒造家が母体とする経済組織である講を利用していた<sup>(22)</sup>。

下半田村では、土地持高に重きを置く頭百姓から、総合的経済力を持つ頭百姓へと変化する過程のなかで、村入用の徴収の仕方が変わっていったのではないだろうか。

史料上の制約もあり、村入用の全容は未解明のままであるが、【表3】にみられるように土地所持高の20%以上が村入用に宛てられると、それだけ土地所持の負担は重くなる。頭百姓などが郷役を納めるようになり、そのほかの村人たちは家並米を負担した。【表3】によると、1854年（安政元年）・1855年（安政2年）の割り掛け率は9%であり、土地所持高による村入用の負担が20%あったころから半減した。そのため、土地所持者の負担は軽減されたといえよう。

その後、郷役がなくなり、家並米と土地所持高を基準とした村入用への負担が行われた。1864年（元治元年）・1865年（慶応元年）は4.5%・3%であった。ここでは土地所持者の負担は軽減され、家並米は無高の者にも割り当てられていることを

指摘しておきたい。

1865年（慶応元年）には、頭百姓14名が前庄屋の中野半左衛門に尾張藩に年貢の破免を願い出るように要請している<sup>(23)</sup>。1864年（元治元年）の定免率40%が地租改正に至るまで継続された<sup>(24)</sup>。

1842年（天保13年）以降の年貢率の低下は、未進を防ぐという意味で農民や村の負担を軽減させた。また、土地所持高に応じた村入用の割合の低率化も同様である。そこには、近世の村社会が持つ農業（土地）中心の本来の姿がある。土地所持高に応じた村入用の割合がどれほど低率になろうとも、決してなくなるわけではなかった。酒造業などの産業発展に伴う経済力に頼りつつも、すべてその経済力によって村が成り立っているわけではなかった。

### 3 廻船業のさかんな東端村の事例

頭百姓はかならずしも多くの土地を持っているわけではなく、総合的経済力を持っていた者である。村財政を維持していくためには、こうした経済力に頼らざるを得ない側面があった。こうした事例は、下半田村のみならず知多郡の他村にもみられた。

尾張国東端村は、幕末維新期には100艘を超える廻船集団内海船の本拠地の一つである。1786年（天明6年）には、すでに内海川をはさんで東側の東端村と西側の西端村の両村でえびす講とよばれる廻船仲間が結成されていた<sup>(25)</sup>。その中心人物は前野小平治であった。

1867年（慶応3年）の川検分の結果、東端村の川掛りの石垣が張り出していることが判明した。そこで内海地区の東端村以外の11ヶ村が、張り出している石垣の除去を東端村に要請した。しかし、石垣の除去は困難であり、双方の主張は譲らず、取扱人を立てても、解決には至らなかった。1868年（明治元年）3月、横須賀陣屋に出訴し、1870年（明治3年）正月、南郡宰方は双方の和解で済ませるようにと返答した。同年3月、川の流れを妨げないようにと、東端村側が川浚い料として、金500両を支払うことで和解が成立した。金500両のうち、金300両は前野御両家、

金57両は中村与三治、金50両は内田佐七、金40両は内田七郎兵衛、金22両は長八、金16両は治兵衛、金15両は源二郎が支払った。また、1867年（慶応3年）の問題発覚以来、係った諸経費は金116両余に及び、それを村の人々に割り掛けることとなった。その内訳は以下の通りであった。

#### 【史料5】<sup>(26)</sup>

金四十五両	前野御両家（小平次・平五郎）	
金十両	中村与三治	
金八両	内田佐七	
金六両二分	内田七郎兵衛	
金五両	長六	
金三両二分	治兵衛	
金四両	五郎兵衛	
金四両	六治衛	
金四両	伊八	
銀六百三十匁	四十五匁宛	九合十四軒
銀百八十匁	三十匁宛	八合六軒
銀二百八十匁	十匁宛	七合十四軒
銀二百二十八匁	十二匁宛	六合十九軒
銀二百三十一匁	七匁宛	五合十八軒
銀五十四匁	三匁宛	四合十八軒

別格として両（金貨）で納めている9名は廻船主である。そのほかの匁（銀貨）で納めている人々は、45匁～3匁までを9合から4合までの6等級に分類した。合は号に置き換えることができる。

東端村のなかで、経済力に応じた指標があり、そのランクに応じた負担が行われていたものと思われる。村の経済を支える廻船主は別格扱いとされ、それ以外の村人たちは、目にみえる形で階層が意識されたともいえる。

この一件は村間の争いごとのなかで起こった村にとってはあくまでも臨時的負担であった。日常的な村入用のなかでの分析が課題である。

#### おわりに

下半田村では、醸造業の展開にみられる商品生産の向上および製品輸送のための廻船業の成長に

ともない、多くの有力農民を生み出していった。近世後期には、村では年貢未進金の増加や藩からのさまざまな負担など多くの問題を抱え、村役人たちはそれに苦慮し、零落するものもいた。下半田村では、庄屋・組頭の職務を軽減するため、頭百姓のなかから、2年の任期を定め、交代で庄屋をつとめることとした。頭百姓のほとんどが醸造家であり、年貢未進金の処理にあたった。

下半田村では、1855年（安政2年）には、郷役とよばれる先に述べた東端村の廻船主のように負担金額が他の村人と比べ、桁違いの負担が、頭百姓を中心とする村の有力百姓たちに求められた時期もあった。それが村財政の正常化にともない、郷役もなくなっていったと思われる。郷役を納めていた頭百姓をはじめとする有力百姓たちも、他の村人たちと同様に家並米で下用助を行った。有力百姓たちの家並米の額は、他よりも多かったが、桁違いではなくなった。また、家並米で賄い切れない村下用は、高割で村人たちに補填を求めた。

19世紀初めの村入用の高割での掛け率が28%に及んでいた。19世紀初めは、年貢未進金問題に悩まされ、その処理に庄屋が苦慮する時期である。下半田村の石高は約457石であり、28%の掛け率で、約128石の村入用が徴収された。それが幕末期には3%まで低下した。村入用の総額が減少したことも影響している。

それでも醸造業による経済力が全面的に村財政を担っていたわけではなかった。村社会は経済のみで成り立っているわけではなく、政治性・文化性などを包括的に考える必要がある。渡辺尚志氏の指摘するように経済性の過大評価につながる点<sup>(27)</sup>は注意しなければならない。

近世社会における在来産業の展開による村社会の変容の意味は、近世の村社会を根本から揺るがすものではなかったにしろ、少なからず社会に影響を与えたと思われる。土地所持高による村入用の負担が少なくなり、醸造業などの産業を経済的基盤を背景に持つ頭百姓たちが村入用の多くを受け持つようになった。さらに、村内百姓たちは、土地所持高ではない基準による家並米を納めていた。また、家並米負担には無高の商職人も多くが

含まれていた。村は村内百姓の経済力を掌握し、それに基づいた村入用の負担を村内百姓に求めた。かならずしも土地所持高とは一致せず、村の諸産業の展開に応じた徴収といえ、村社会の変容の一事例と考えることができる。

商品経済の展開と村社会の関係という視点で捉えると、地域によるさまざまな特徴がみられるのではないだろうか。

その一つは、下半田村の事例で篠田壽夫氏が紹介した「高抜き」の事例である。篠田氏は、下半田村に加えて、美濃国各務ヶ原村の事例を紹介している<sup>(28)</sup>。近年では、出羽国村山において研究が進んでいる<sup>(29)</sup>。村山地方が紅花の生産地であったことから、商品経済との関係性も考えられる。森谷圓人氏が述べられている通り、農村荒廃地域とは異なる商品生産・流通が高度に発達している地域という意味では、村山郡と知多郡は類似している。村山郡日和田村では年貢村請制機能に幕府代官所の介入が認められた。知多郡の下半田村では尾張藩は免租率の引き下げという対応は行ったが、藩の質地関係への介入は確認できない。ただし、元々高率であった免租率の引き下げの意味は大きく、年貢未進金問題は一気に解決に向かった。その背景には、総合的経済力を持った頭百姓の存在があった。

もう一つは、村内百姓の経済力を村がどのように掌握するかである。本稿では、その試みとして、村入用の負担割合から村の経済力を考えた。その結果、村内百姓の経済力が、農業以外の産業との関連が指摘できた。他の地域においても同様の方法論を用いることができるのではないかと考える。

ただし、有力農民を考えるうえで個人の家のみで考えると誤った認識を持つ場合がある。下半田村では、中野半左衛門と分家の中野半六、中野又左衛門がそれぞれ役割を分担しながら、家を持っていた。中野半左衛門は、下半田村にはほとんど土地を持たず、その周辺村に土地を所持していた。

中野半六は、廻船業を経営すると同時に、1788年（天明8年）には、1500石の酒造石高を持つ酒造家であったが、その後酒造株を手放した。中野半六は1803年（享和3年）には、尾張

藩の農方御用達をつとめた家である。また、中野又左衛門は、18世紀後半には酒造業をはじめ、文化初年には酢造りをはじめめる家である。幕末期には、酒造業をやめ、酢造業に専念するが、その酒造株の一部は本家中野半左衛門に渡り、中野半左衛門が酒造業を継続した。

中野半六と中野又左衛門で、下半田村の石高の約5分の1を持っていた。そのほかに、中野半六の別家の小栗富治郎や、中野又左衛門の別家の田

中清八なども酒造家を営み、半田村の頭百姓でもあった。個人ではなく、一族や別家などの集団が機能しており、それにとりまなう経済力が存在し、それは村の政治にも影響を与えた。中野三家の関係については、どのような役割をそれぞれが担っていたか、個々の家の経営分析を通じた細部の検討が必要になるが、今後の課題としたい。

慶応元年の下半田村南組の土地持高と家並米

人 名	持高(石)	家並米(石)	郷高(石)	人 名	持高(石)	家並米(石)	郷高(石)
中野又左衛門	44.561	1.14		林貞順	0.3385	0.024	
小栗太郎兵衛	15.3085	0.3	30	定吉	0.33	0.05	
(小栗)七左衛門	13.434	0.5	25	平吉後家	0.304	0.032	
小栗三郎兵衛	12.2035	0.5	22	三右衛門	0.3	0.05	
(小栗・中村屋)半右衛門	8.854	0.4	20	忠右衛門	0.2945	0.032	
九三郎	8.2175	0.3		三四郎	0.2805	0.032	
七之丞	6.362		12	甚左衛門	0.276	0.18	9
前野小平治	5.1745			八十八	0.272	0.1	5
雲観寺	4.939			平之助	0.262		
中野半左衛門	4.7655	0.72		清八(六)	0.26	0.048	
(小栗)久八郎	3.176	0.36	20	重作	0.228	0.08	
小栗三郎左衛門	3.129	0.2	30	与四郎	0.224	0.04	10
兵右衛門	3.1135	0.14	7	市蔵	0.2065	0.04	
徳右衛門	3.1055	0.04		中若イ衆	0.164		
(三升屋)庄七	2.952	0.13	10	善七	0.159	0.025	
(松坂屋)幸助	1.987	0.2		庄兵衛	0.15	0.04	
(田中)清八	1.84	0.36		平三郎	0.15	0.04	
久左衛門	1.521	0.15	13	桂蔵	0.149	0.05	5
金蔵	1.462	0.032	5	(竹本)久三郎	0.123	0.4	17
次右衛門	1.099	0.1	15	善四郎	0.116		
又六会所	1.051			与左衛門	0.115	0.048	
清助	0.925	0.032		利兵衛	0.111	0.032	
孫三郎	0.907	0.07		松左衛門後家	0.11	0.024	
清右衛門	0.792	0.08		長次郎	0.109	0.032	
友吉	0.735	0.06	4	南若イ衆	0.1		
(大和屋)伊左衛門	0.7195	0.12	9	忠蔵後家	0.064	0.016	
七兵衛	0.664	0.05		長右衛門	0.056	0.06	7
大松屋定吉	0.65			彦吉	0.056	0.04	
林右衛門	0.633	0.048		前新田		2	100
又左衛門	0.607	0.04		藤吉		0.26	15
平助	0.5185	0.04		亀洲新田		0.2	21
(榊原)銀作	0.45	0.4	17	忠三郎		0.16	
長左衛門	0.417	0.26	9	芳蔵		0.12	
兵吉	0.372	0.18	9	利右衛門		0.1	
彦蔵	0.36	0.12	10	伝兵衛		0.08	

人 名	持高(石)	家並米(石)	郷高(石)
祐次郎		0.08	
万吉		0.08	
兵右衛門		0.08	
そみ		0.08	
与市		0.07	
彦五郎		0.07	
重助		0.07	
弥平		0.06	
仙次郎		0.06	
太郎左衛門		0.06	
茂吉		0.056	2
清次郎		0.05	2
三郎平		0.048	
長次兵衛		0.048	
金四郎		0.048	
吉兵衛		0.048	
入口屋八右衛門		0.04	
次郎左衛門		0.04	
善八		0.04	
甚六		0.04	
与平		0.04	
権之丞		0.04	
五平		0.04	
兵吉		0.04	
権吉		0.04	7
清七		0.04	
藤蔵		0.04	
惣八		0.04	
佐之助		0.04	
元七		0.04	
清六		0.04	
藤吉		0.04	
増吉		0.04	
大津や惣助		0.032	
仙右衛門		0.032	
春吉後家		0.032	
桑吉		0.032	
長太郎		0.032	
菊次郎		0.032	
新右衛門		0.032	
仙助後家		0.032	
庄吉		0.032	
善助		0.032	
和吉		0.032	
岩吉		0.032	
庄右衛門		0.032	
兵次郎		0.032	
竹右衛門		0.032	
弥右衛門		0.032	

人 名	持高(石)	家並米(石)	郷高(石)
市兵衛		0.032	
円蔵		0.032	
竹吉		0.032	
与三郎		0.032	
新助		0.032	
豊吉		0.032	
菊次郎		0.032	
九兵衛		0.032	
平次郎		0.032	
平助		0.032	
兵助		0.032	
万吉		0.032	
吉兵衛		0.032	
吉蔵		0.032	
清六		0.032	
平兵衛		0.032	
善吉		0.032	
増蔵		0.032	
吉蔵		0.024	
藤七		0.024	
堀田文徳		0.024	
八右衛門		0.024	
馬助		0.024	
庄蔵		0.024	
竹四郎		0.024	
藤右衛門		0.024	
長四郎		0.024	
松蔵		0.024	
伊兵衛		0.024	
権次郎		0.02	
茂右衛門		0.02	
仁左衛門後家		0.02	
吉三郎		0.02	
清六		0.02	
佐平		0.02	
弥吉		0.02	
平蔵		0.02	
吉次郎		0.02	
惣次郎		0.02	
代吉		0.016	
太吉		0.016	
定吉		0.016	
栄吉		0.016	
政右衛門後家		0.016	
松蔵		0.016	
貴平		0.012	
源左衛門		0.012	
(坂井屋) 権吉		0.01	
平兵衛			

人 名	持高(石)	家並米(石)	郷高(石)	人 名	持高(石)	家並米(石)	郷高(石)
与吉				清五郎			
太郎助				六兵衛			
弥七				吉兵衛			
与蔵				重吉			
忠八				平次郎			
権八				勝三郎			
孫右衛門				孫次郎			
甚六				福松			
惣吉				(仙台屋)次郎兵衛			
文之右衛門				喜兵衛			
兵蔵				とも			
吉蔵				忠八			
忠蔵							
甚右衛門				惣 高	221.7729		

注) 土地持高については「慶応元年入加懸ヶ高拔帳」(中埜半左衛門宗文書)、家並米については「家並船役貸地三分米宿株寺敷」(慶応元年・中埜半左衛門宗文書)、郷高については注(5)拙稿表1(嘉永7年分)を用いた。注(6)によると文政5年の下半田村南組の村高は228石余であり、惣高は221石余とほぼ一致する。

### 注一覽

- (1) 拙稿「近世中後期における産業・流通の展開と伊勢湾地域」(『歴史学研究』No.859 2009年)。
- (2) 渡辺尚志「歴史学研究会近世史部会大会報告批判」(『歴史学研究』No.861 2009年)。
- (3) 篠田壽夫「高抜き売り－幕末の田畑売買の実態－」(『豊田工業高校専門学校研究紀要』第31号 1998年)。
- (4) 篠田壽夫「近世後期の新興商人層による村政改革－知多郡半田村の例－」(『豊田工業高校専門学校研究紀要』第33号 2000年)。
- (5) 拙稿「尾張国知多郡下半田村の頭百姓にみる村社会の一端－村の町場化・工業化を考える視点から」(日本福祉大学知多半島総合研究所編『知多半島の歴史と現在』No.14 2007年)。
- (6) 『尾張国知多郡半田村中埜半左衛門家文書目録』(史料館所蔵史料目録第58集 1993年)。
- (7) 『新修半田市誌』(中巻 1989年)。
- (8) 名古屋市蓬左文庫『尾張行記』(第6巻 愛知県郷土資料刊行会 1976年)。
- (9) 「解題」(6) に同じ。
- (10) 「半田村庄屋勤書」(知多郡史料徳川林政史研究所蔵)。

- (11) 『半田市誌』(本文編 1971年)。
- (12) 『半田町史』(1925年)。
- (13) 前掲書『半田町史』。
- (14) 前掲書『半田市誌』。
- (15) 『新編東浦町誌』(本文編 1998年)。
- (16) (4) に同じ。
- (17) (3) に同じ。
- (18) (4) に同じ。
- (19) 中埜半左衛門家文書「年内下用勘定帳」、史料中下線は筆者による。
- (20) 中埜半左衛門家文書「年内下用勘定帳」、史料中下線は筆者による。
- (21) 中埜半左衛門家文書90。
- (22) 篠田壽夫氏は、前掲論文(3)のなかで、永々相続講の構成員と酒造家の関係を論じている。
- (23) 前掲書『半田市誌』。
- (24) 前掲書『半田町史』。
- (25) 『愛知県史』(資料編17 近世3 尾東・知多 2010年)。
- (26) 内田辰男「内海川岸石垣一件」東端区誌編纂委員会編『東端区誌』(私家版 2010年)。
- (27) 渡辺尚志氏が、村の商品経済の浸透に対する事象について、従来の研究が過大に評価しているという指摘はいくつかの場面で述べ

られている。例えば、渡辺尚志編『畿内の豪農経営と地域社会』のなかで次のように記されている。

「本書は、商品・貨幣経済の進展と、百姓の多様な生業への関わりの進化に注目しつつも、それを過大評価せず、村と農業の役割を重視するという立場をとっている。天保期などいくつかの画期を持つ村落構造の変動―土地所有分解の進展、「都市化」の進行、非農業的生産の展開などがみられるが、それを決定的・根本的な質的变化であるとは評価していないのである。」

(28) 篠田壽夫前掲論文(3)に同じ。

(29) 岩田浩太郎「豪農経営と地域編成」『山形大学紀要 社会科学』(第33巻第2号～第34巻第1号 2002年・2003年)。村山郡高抜地の特質を総合的に捉えた研究として森谷圓人「近世後期、高抜地負高請をめぐる幕府代官所、村と地主集団」『東北文化研究室紀要』52 東北大学東北文化研究室 2010年、同「天保期、高抜地をめぐる地域社会と権力」(『歴史』第114号、2010年)がある。